

第2 海生植物

12-9 概説

1 海岸及び海域

愛媛県の海岸線は延べ約1,600kmに達しており、ほぼ全県が瀬戸内海に属している。瀬戸内海における海岸線の総延長では、周辺府県の中で最長である。しかし、近年の埋立てや護岸工事等により、人口海岸の割合が多くなってきていている。全海岸における海岸線の改変状況は、総延長（延長1.5km未満の無人島は含まない。）1,384kmのうち、49%は自然海岸で、31%が人工海岸、残り20%は護岸等を含む半自然海岸である。

瀬戸内海は我が国最大の内海であり、紀伊水道、豊後水道、関門海峡によって外界に接する世界でも代表的な閉鎖性海域である。このため、過去においては産業経済の発展や人口増加等に伴い、水質汚濁が深刻化し、海岸にはごみが浮遊するなど水辺環境が悪化し、沿岸漁業や市民生活に多大な影響を与えた。

しかし、瀬戸内海環境保全特別措置法等による水質改善や自然海浜保全地区制度等により、本県においては近年、海域の水質や海浜環境は比較的良好な状況にある。その一方で、瀬戸内海は例年赤潮の発生が見られるように、栄養塩類等の削減が必要な状態にあり、海岸及び海域における公共下水道等の整備充実を図るなど一層の環境保全対策が必要である。

また、近年の高速旅客船の就航増加や、マリンスポーツ人口の増加に伴って、浮遊ごみが大きな問題になっている。危険防止の点から、また、海岸及び海域の美観の点から、浮遊ごみを減少させるよう、清掃美化活動等を通して県民の美化意識を高揚し、水辺を利用する県民のマナー向上を図る必要がある。

2 海岸線状況及び海浜環境

昭和51年度から4箇年計画で「自然諸の現況調査」が実施されたが、全海岸における海岸線の改変状況は、自然海岸49%、人工海岸31%、半自然海岸20%である。

表12-15に愛媛県全海岸における汀線・改変状況を示す。

表12-15 愛媛県全海岸における汀線・改変状況 (単位: km)

	自然海岸	半自然海岸	人工海岸	海岸総延長
東 予 (比率)	35.0 (18%)	61.8 (32%)	96.8 (50%)	193.6
越智郡島じょ部 (比率)	118.9 (44%)	84.7 (31%)	66.7 (25%)	270.3
中 予 (比率)	90.6 (39%)	75.3 (32%)	68.3 (39%)	234.2
三 崎 (比率)	125.1 (78%)	10.5 (7%)	24.9 (16%)	160.5
南 予 (比率)	304.7 (58%)	44.6 (8%)	175.8 (34%)	525.1
全 県 (比率)	674.3 (49%)	276.9 (20%)	432.5 (31%)	1,383.7

注1 延長1.5km未満の無人島はこの計算に含まれていない。

2 この表において中予とは、北条市以南、長浜町までと、忽那七島、青島、安居島など伊予灘に面する海域の海岸である。

東予地方では、自然海岸率が低く、50%を超えるのは波方町（51%）だけであり、大西町（41%）がこれに次いでいる。砂浜の残っている自然海岸の代表的な所としては、今治市の石風呂、志島ヶ原、唐子浜等があり、これらは東予地方の数少ない自然海浜である。

中予地方では、干潟がわずかに見られる所として、梅津寺、興居島の船越と鷺ヶ巣、重信川河口があり、また、干潟は伴わないが、代表的な砂浜として、伊予市新川と森海岸があり、海浜植物もまだ多く残っている。

佐田岬半島では、全体として自然がよく残されており、自然海岸率も三崎町（84%）、瀬戸町（80%）と非常に高くなっている。

南予地方では、自然海岸率の高いところが多く、西海町（90%）、城辺町（81%）、内海村（78%）である。また、干潟がよく発達しているところとして、御荘町の僧都川、津島町の岩松川河口がある。

また、西海町の鹿島及び横島を中心とした宇和海海中公園が設定されており、イシサンゴ類が群立し、熱帯魚も豊富である。

12-10 調査

1 調査すべき情報

(1) 潮間帯生物（植物）、海藻草類及び植物プランクトン（以下「海生植物」という。）の主な種類及び分布の状況

ア 潮間帯生物（植物）

潮間帯生物（植物）の主な種類及び分布の状況（単位面積当たりの湿重量又は被度）を、原則として大潮時に干出する部分に生育する植物を対象に調査する。

イ 海藻草類

原則としてホンダワラ、アモモ等の海藻草群落の主な種類及び分布の状況を調査する。坪刈り可能な海域における調査は、調査点ごとの単位面積当たりの種類別の被度又は湿重量を調査し、それが困難な海域は、調査点ごとに一定面積の枠内の種類別の被度を観察、写真撮影を行う。

ウ 植物プランクトン

植物プランクトンのクロロフィルa量、主な種類及び分布の状況（単位面積当たりの種類別の細胞数及びクロロフィルa量）を調査する。

重要な種の選定については、次の法令及び文献等や学識経験者などの専門家の意見が参考となる。なお、選定理由又は選定基準を整理する。

○文化財保護法（昭和25年法律第214号）

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第78号）

○自然環境保全法（昭和47年法律第85号）

○愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）

○愛媛県自然環境保全条例（昭和48年愛媛県条例第32号）

○愛媛県自然海浜保全条例（昭和55年愛媛県条例第3号）

○「我が国における保護上重要な植物種の現状」（(財)日本自然保護協会ほか）

○環境省（府）、水産庁、地方公共団体等によるレッドデータブック

○自然環境保全基礎調査（環境庁）

(2) 干潟、藻場、珊瑚礁の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況

ア 干潟

(ア) 干潟の分布状況